

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-11
許認可等の種類	附属品検査及び附属品再検査			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第49条の2及び第49条の4			
許認可等の概要	容器の附属品の製造又は輸入をした者は、附属品検査を受け、これに合格した者でなければ、当該附属品を譲渡し又は引き渡してはならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (基本通達 平成26年7月14日付 20140625商局第1号)</li> <li>2 都道府県から通商産業省への照会及びそれに対する回答 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載)</li> <li>3 高圧ガス保安法、同法関係政省令、告示等に関する個別通達 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載)</li> </ol>			
基準の制定根拠	上記( )内のおり			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁10日)			
期間の制定根拠	過去の実績より			